

紀の川市社会福祉協議会

地域福祉活動計画



平成 24 年 4 月

紀の川市社会福祉協議会

【目次】

第1章 地域福祉活動計画の概要	0
1. 計画とは.....	0
2. 計画策定の趣旨	0
3. 計画の位置づけ	1
4. 計画における社会福祉協議会の役割.....	1
5. 計画の期間.....	2
第2章 地域福祉活動を進めていくうえでの視点	3
1. 住民一人ひとりの参加による地域福祉	3
2. 安心して快適に生活できるための活動.....	3
第3章 計画の基本理念と基本目標	4
1. 計画の基本理念	4
2. 計画の基本目標	5
3. 計画の体系.....	7
第4章 今後の地域福祉活動の推進について	8
1. 相談・情報提供・権利擁護を充実させる体制の整備	8
2. 日常的な見守り・支えあい活動の推進	11
3. 地域の担い手づくり支援.....	16
4. 災害に負けない地域づくりの推進.....	20
資料編	
統計データについて	23
地域福祉活動計画策定委員名簿	26

第1章 地域福祉活動計画の概要

1. 計画とは

地域福祉とは、子どもから高齢者まで、障がいのある人も障がいのない人も、誰もがその地域で安心していきいきと自立した生活を送ることができるよう、地域における様々なサービスや活動を組み合わせ、「ともに支えあい・助けあう」社会づくりを具体化することです。

それを具体化するために、紀の川市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が中核的役割を担い、地域住民・社会福祉関係者及び行政機関などと協力し、民間の立場で福祉のまちづくりを進めるための活動及び行動計画が地域福祉活動計画となります。

2. 計画策定の趣旨

近年、急速な少子高齢化や核家族化に伴って家族形態が大きく変容し、高齢者世帯や介護を要する高齢者が増加し、また、家庭における育児力や介護力が衰えて、虐待や非行などの問題が生じています。

地域社会においては、伝統的に地縁・血縁で強く結ばれ、個人や家族では対応できない課題を住民相互の助けあいによって解決していくことができましたが、近年の都市化や過疎化、生活様式や価値観の多様化、地域の高齢化などを背景に、共同意識が希薄化するにつれて、地域の助けあいによる相互扶助機能も急速に低下しています。また、経済構造の変化や長引く景気低迷の影響により、自殺やホームレスの問題などの新しい社会問題も発生しています。

このように地域社会が変容していく中であって、「ともに支えあい・助けあうこと」がこれまで以上に大切になってきています。いま、私たちが暮らす地域の中で、すべての人が安心して幸せに暮らすためには、住民がともに地域について考え、行動していく地域福祉の取り組みが必要になってきます。

このような社会状況の中で、社会福祉協議会の母体である旧町社会福祉協議会においても「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」を目指し、様々な地域福祉活動を取り組んでいましたが、平成17年11月7日の合併により「紀の川市」が誕生、広域化し、地域福祉課題が多種多様化してきました。

そこで、新しい観点からの住民主体の地域福祉活動を展開させていくため、「紀の川市」としての活動を展望し、かつ具体的な活動の指針となるものが必要となってきています。

社会福祉協議会では、地域住民や福祉関係者などすべての方々に地域福祉活動の担い手となっていただき、市の地域福祉計画と連携しながら、具体的に地域福祉活動に取り組む指針となる『地域福祉活動計画』を策定することとします。

3. 計画の位置づけ

行政計画として策定される地域福祉計画は、施策体系をつくり、官・民協働を目指すための計画となります。

一方、「地域福祉活動計画」は、紀の川市における地域福祉を推進するために、住民と社会福祉を目的とする事業を経営する人、社会福祉に関する活動を行う人がともに取り組んでいくための参画と協働のあり方を示す実践的な計画です。

4. 計画における社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域社会において、住民をはじめ社会福祉及び保健衛生などに関する専門家や専門機関、団体等の参加協力を得て、住民の福祉の増進を図ることを目的とする社会福祉法人です。

近年、社会状況や個人の価値観の多様化を受け、地域住民同士のつながりは失われつつあります。また、地震・台風等の自然災害をはじめ、家庭内暴力や虐待、ひきこもりなどの社会問題、人権を無視するような事件の発生等により、あらためて地域のあり方が問われるとともに、住民同士が互いに支えあい、助けあえるまちづくりが求められています。

そのため、これまで以上に地域へ出向き、各地域のニーズを十分に把握し、必要な対応が図れる体制を地域において地域住民と協働で整備していくことが必要となります。

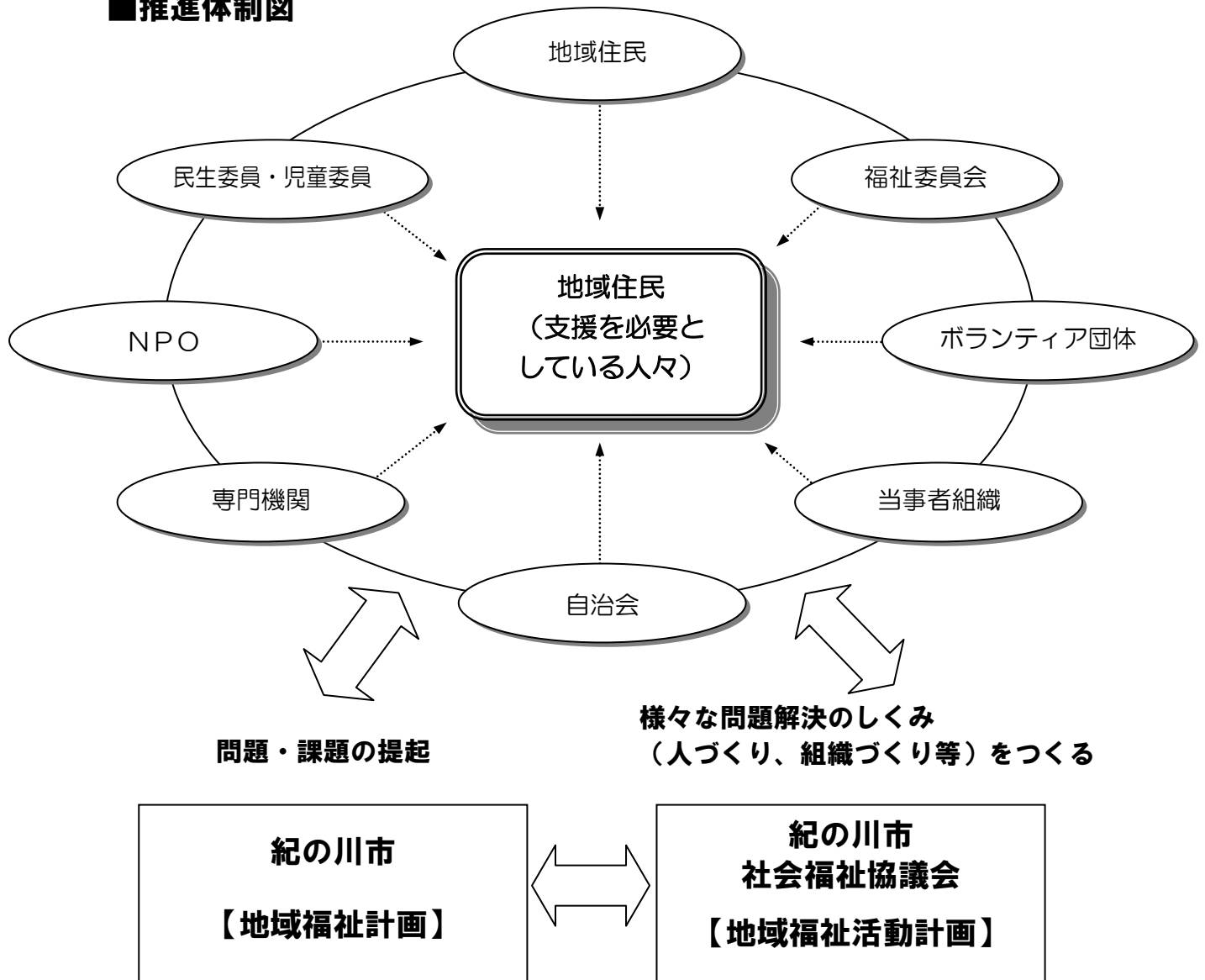
そのような中で、本計画で実施する事業については、社会福祉協議会が中心となり福祉活動の促進を図るとともに、住民主体による福祉活動が地域の中で十分に行え、「地域の福祉力」が向上するよう、福祉委員会の充実、ボランティアセンターの機能強化を重点課題とし地域住民とともに地域福祉の推進を図っていきます。

5. 計画の期間

本計画は、紀の川市長期総合計画との整合を図るため、平成 24 年度から平成 29 年度の 6 カ年を計画期間とします。

20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
紀の川市長期総合計画基本構想（平成 20 年度～29 年度）									
前期基本計画（平成 20 年度～24 年度）					後期基本計画（平成 25 年度～29 年度）				
					紀の川市社会福祉協議会地域福祉活動計画				
紀の川市地域福祉計画									

■推進体制図



第2章 地域福祉活動を進めていくうえでの視点

地域福祉活動は、地域に住むすべての人の生活と人権が守られ、安心して暮らせる地域社会を地域住民が自らの手で築き上げるために行うものです。そのためには、以下の視点に立った住民の主体的な参加による地域活動の促進が大切となります。

また、計画の策定・推進にあたっては、行政計画である紀の川市地域福祉計画における視点も踏まえて進めていきます。

1. 住民一人ひとりの参加による地域福祉

地域福祉を進めていくためには、より多くの住民の参加が必要不可欠です。

まず、一人ひとりが自分の暮らす地域に関心をもつことを原点として、自治会・町内会などの身近な地域における住民活動や、広く様々なボランティア活動・住民活動などへの参加、あるいは行事などへの参加を通じて、地域福祉の輪を大きく広げていく必要があります。また、自分の暮らす地域の住民活動や様々な分野のボランティア活動などの大切さを理解したり、周囲へのやさしさ・思いやりといった気持ちを育むためには、学校や家庭などで、子どものころから地域や福祉にふれられる環境を整えていくことも必要です。

地域福祉活動は、まちづくり活動の一環です。住民同士の日常的な場面での協力協働の関係・活動があつてこそ、取り組みへの幅が広がり、地域福祉活動が促進されていきます。地域住民をはじめ、ボランティアや当事者組織など、地域において福祉活動を行う様々な主体が互いにつながりを持ち、日常的な協力関係を築いていくことが大切となります。

2. 安心して快適に生活できるための活動

少子高齢化の進行、核家族世帯や高齢者の増加、近所づきあいの希薄化などの近年の社会情勢の変化をはじめ、介護保険制度の見直しや障害者自立支援法が施行されるなど、サービスを利用する高齢者や障がいのある人、その家族はもちろん、福祉施設・関係機関などを取り巻く状況も変わってきています。

何らかの支援を必要とする人たちにとって、将来的な生活の不安もある中で、地域で自立した生活を送ることができるようにしていくためには、福祉施設・関係機関による従来のサービスだけでなく、様々な社会資源と連携して協働していくことが大切です。また、現在のしくみでは対応・解決しにくい、あるいは潜在的な問題やニーズにも常に目を向け、支援していく必要があります。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念

紀の川市では昔から農業が盛んなことから、地域のコミュニティが多く存在してきましたが、近年人口が減り、少子高齢化が進む中で若者の他府県への流出が進み過疎化が進行しています。そのような中、一人暮らし高齢者の問題、災害や防犯などへの対応が課題となってきました。また世代が移り変わるにつれ、地域コミュニティへの関心も薄れてきており、いま一度、住民一人ひとりが人と人との「つながり」を大切にし「輪（ネットワーク）」を広げていくことが重要です。

この計画は、地域に住む様々な人々や自治組織・団体・福祉機関など地域全体が「輪（ネットワーク）」となって、福祉のまちを地域と社会福祉協議会がともに築いていくとともに、地域住民の主体的なまちづくりへの参画を通じて、紀の川市に住むすべての方々が、地域の中でともに支えあいながらより良く暮らしていくことができる社会の実現を目指そうとするものです。

紀の川市の地域福祉を推進していく本計画の基本理念について、以下のように定めます。

「ともに支えあい、みんなでつくる福祉のまち」

～希望にあふれ 誰もが安心して暮らせる紀の川市～



2. 計画の基本目標

基本目標1 相談・情報提供・権利擁護を充実させる体制の整備

現在、人と人との関わりあいが薄くなってきたことで、子育て中の方や一人暮らし高齢者などの中には、近所や地域の中で気軽に話をしたり、不安や悩みを相談する相手が見つからず、一人で抱え込んでしまい、孤立する人が増加傾向にあります。そのような状況を踏まえ、相談窓口を充実させ、支援や援助を必要としている人を把握し、適切な対応を図っていきます。

また、権利擁護事業の充実や、社会福祉協議会事業に関する情報や福祉に関する情報を地域の様々な団体・関係機関を通して広く住民に伝えていくためにも、地域住民をはじめ地域の様々な団体・関係機関等との協働体制は不可欠といえます。

そのため、地域住民をはじめとする地域の様々な団体・関係機関等との協働体制づくりを進め、地域の課題解決に向けたしくみを構築していきます。

さらに、地域からの様々な相談や多様な課題に対して適切な対応を図り、積極的に地域に出向き、住民の主体性を尊重しながら活動へのサポート等が行えるよう、職員の知識の向上に努めます。

基本目標2 日常的な見守り・支えあい活動の推進

誰もが安心して暮らすことができる地域にしていくためには、そこに暮らす多くの方々がふれあい、お互いを理解しあうことのできる取り組みが必要であるとともに、一人ひとりが自分の家族や住み慣れた地域に目を向け、地域に関心をもつことや、地域住民が主体となった身近なふれあいの場、支えあい活動が重要となります。

さらに、地域の多様化する福祉ニーズにきめ細やかな対応を図っていくためには、認知症の高齢者や介護する家族が抱えている問題や、周囲に理解されづらい障がい・病気などについて誤解や偏見が生じることのないよう、地域活動のノウハウを共有しあい、お互いに協力し、より効果的で効率的な活動・サービスを提供していくことが重要となります。

そのため、一人暮らしや寝たきりの高齢者、障がいのある人・子育て世帯などが地域の中で孤立することなく安心して生活できるよう、地域の絆を再構築し、地域住民と協働しながら見守りや声かけ、ふれあい・いきいきサロンなど、地域福祉活動の支援に取り組みます。

基本目標3 地域の担い手づくり支援

人は、誰もが、人として尊厳をもって住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていきたいと思っており、住みよい地域をつくっていくうえでの地域福祉を推進していく担い手は一人ひとりの住民といえます。その中で、自主的に福祉活動などを推進しているボランティア活動はその一翼を担うものであり、市内では多くのボランティア団体が活動しています。しかし、高齢化が進み、その参加者数も減少しており、特に男性のボランティアが少ないのが現状です。

これから活動に参加したいと考えている人たちにとって、ボランティア活動に関する相談・情報提供・連絡調整などの役割を担うボランティアセンターは、相互のネットワークを強化し、子どもや障がいのある人、高齢者、地域の企業など多くの人たちが活動に参加するうえで非常に重要となります。

そのため、ボランティアセンターの機能を強化し、ボランティア活動について気軽に情報収集や相談、体験ができるよう環境づくりを進めるとともに、住民一人ひとりがボランティア活動に関心をもち、誰もが参加し活動できるよう、ボランティア研修やボランティアスクールなどボランティアの養成に努めます。また、将来の地域福祉の担い手となる子どもたちには、福祉やボランティア活動学習にあたる支援を行い、団体や定年後の団塊の世代には、地域活動やボランティア活動へ参加の働きかけをし、担い手の増加を図ります。

基本目標4 災害に負けない地域づくりの推進

近年多発している巨大台風やゲリラ豪雨、また近い将来発生する可能性が高いとされている東南海・南海地震などに起因する大規模災害発生時には、被災地の社会福祉協議会が主体となってボランティアと被災者をつなぐ「災害ボランティアセンター」が設置されます。

社会福祉協議会では、災害を未然に防ぐ取り組みや被害を最小限に食い止めるための取り組みを訓練や演習・研修を通じ、地域住民に対して防災・減災意識の向上を図ります。

また「災害ボランティアセンター開設運営マニュアル」を作成し、地域住民・和歌山県災害ボランティアセンター・行政などにも理解と協力を求め、平時からマニュアルに基づいた設置訓練を様々な福祉関係団体やボランティア、NPO、専門職組織、自治会や老人クラブなどと実施し、協働できる体制を構築します。

災害発生時には地域住民、災害時要援護者の安否確認やニーズ（要望）に適切に対応し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

3. 計画の体系

《基本理念》

ともに支えあい、みんなでつくる福祉のまち
（希望にあふれ、誰もが安心して暮らせる紀の川市）

《基本目標》

基本目標1

相談・情報提供・権利擁護を充実させる体制の整備

- (1) 相談体制の充実
- (2) 情報提供の充実
- (3) 権利擁護体制の充実

基本目標2

日常的な見守り・支えあい活動の推進

- (1) 小地域ネットワークの充実
- (2) 福祉委員会の充実
- (3) ふれあい・いきいきサロンの充実
- (4) 福祉サービスの充実

基本目標3

地域の担い手づくり支援

- (1) ボランティアセンターの機能強化
- (2) 児童・生徒への福祉教育の推進
- (3) 人材の育成

基本目標4

災害に負けない地域づくりの推進

- (1) 防災・減災の意識向上
- (2) 災害ボランティアセンターの設置体制

《基本計画》

第4章 今後の地域福祉活動の推進について

1. 相談・情報提供・権利擁護を充実させる体制の整備

(1) 相談体制の充実

現状及び方向性

住民の不安や悩みなどあらゆる生活相談に応じるとともに、様々な生活援助や福祉サービスに結びつけるために、心配ごと相談や専門相談をはじめ各種相談事業を実施しています。

しかし、相談体制の周知不足など、必要な人に必要な情報が入るような情報提供体制が整備されていない状況があることから、相談体制の充実を図るためには、周知方法の工夫や情報提供体制の整備、福祉サービスに結びつけるための関係機関との連携強化が必要となっています。

そのため、福祉の専門相談所としての機能を十分に発揮するために、あらゆる機関の相談内容の把握・連携など体制を整備します。

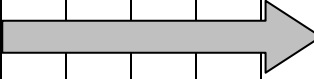
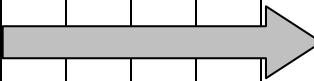
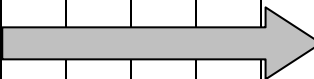
実施事業	取り組み内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
心配ごと相談	民生委員・児童委員・人権擁護委員・学識経験者等が広く住民の日常生活上あらゆる相談に応じ、適切な助言・援助を行います。	実施					
専門相談	住民の日常生活にかかわる各専門分野の相談に応じ、適切な助言を行います。	実施					
何でも相談	職員全員が随時相談を受ける体制を整え、適切な助言や福祉サービスにつなげていきます。	実施					

(2) 情報提供の充実

現状及び方向性

広報「福祉きのかわ」をはじめ、団体や関係機関を通じ、事業の周知やボランティア情報・地域の福祉活動に関する情報を伝えています。

引き続き誰もが親しめるよう内容の工夫を行い、地域の方々が福祉活動に参加また参画していくことができるような情報を発信していくとともに、ホームページを作成することによりタイムリーな情報提供を行い、住民の方々が感じている地域での福祉に関する問題点・ニーズを情報として把握できるようにしていきます。

実施事業	取り組み内容	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度
住民への情報提供	社会福祉協議会の活動や地域の福祉情報を幅広く住民に伝えていくため、団体・関係機関との連携を密にし情報を発信していきます。	実施					
広報紙の充実	住民の方々にわかりやすく情報を発信できるよう、広報「福祉きのかわ」を発行します。広報紙を読むのが困難な方に対し、「声の広報」として「福祉きのかわ」をテープ録音し提供していきます。	実施					
ホームページ作成	社会福祉協議会の活動内容や地域福祉について理解が深まるよう、簡単でわかりやすいホームページの開設を進め、タイムリーな情報発信と地域のニーズ把握ができるようにします。	実施					

(3) 権利擁護体制の充実

現状及び方向性

自分自身で福祉サービスの利用や生活管理が困難な認知症高齢者・精神障がい者・知的障がい者等が、地域でいきいきと暮らしていくための環境整備が重要となります。

そのため、権利擁護事業を推進し、高齢者等が暮らしやすい環境をつくります。

実施事業	取り組み内容	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	
福祉サービス 利用援助事業	認知症高齢者や精神障がい者・知的障がい者等判断能力に不安がある人に対して、適切な対応が行えるよう、関係者及び関係機関・団体と連携を図り、対応力の向上を図ります。	実施						
法人後見	法人後見の実施を検討するにあたり、担当者の配置や職員研修に取り組みます。	検討						実施
日常生活金銭 管理事業(仮称)	現行制度で対象とならないニーズに柔軟に対応できるしくみとして、制度外事業を検討します。	検討						実施

※法人後見とは、社会福祉法人や社団法人・NPOなどの法人が、成年後見人・保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいいます。

2. 日常的な見守り・支えあい活動の推進

(1) 小地域ネットワークの充実

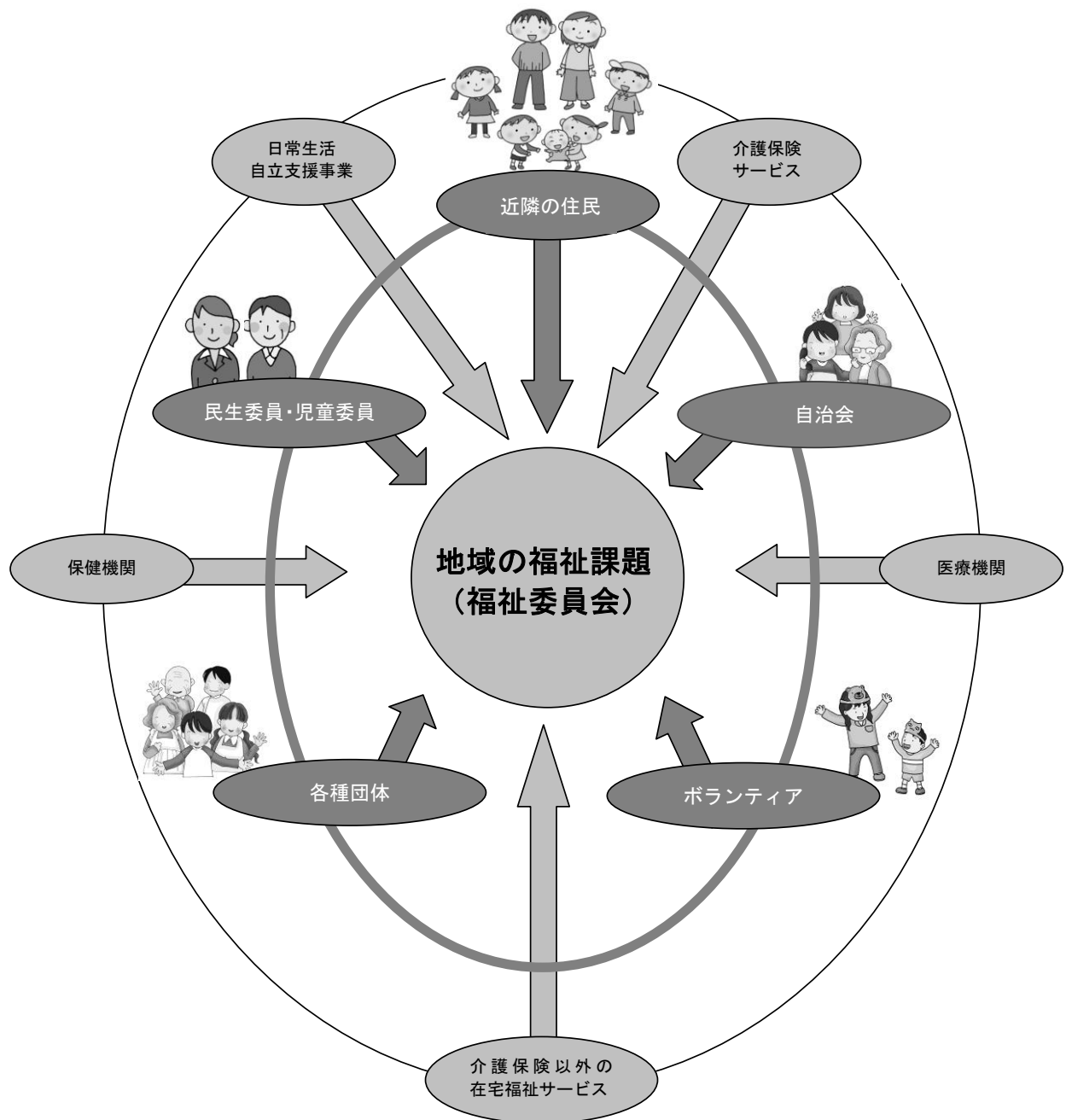
現状及び方向性

少子高齢化の進展や近所づきあいが希薄となっている中で、一人暮らし高齢者・障がいのある人・子育て中の親子等、支援を必要とするすべての人が、地域の中で孤立することなく安心して生活できるよう、地域住民が主体となった身近なふれあいの場や支えあい活動を見直す必要が出てきています。

そのような中、食事サービス事業やふれ愛交流事業など、日常的な見守り・支えあい活動を展開し、小地域でのつながりを強化していきます。

実施事業	取り組み内容	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度
食事サービス事業	一人暮らし高齢者・高齢者世帯を対象に、安否確認や健康状態の異常等の早期発見、孤独感の解消を図ることを目的として配食を実施します。	実施	→				
ふれ愛交流事業	高齢者や大人・若者・子ども・障がいのある人等、幅広い年代が交流を図れるような内容の事業を実施します。	実施	→				
お楽しみ食事会	地域での孤立化や閉じこもりの防止、仲間づくりや交流が図られるよう会食の場を設けます。	実施	→				
電話訪問	高齢者の見守りを目的に、電話での安否確認を実施します。	実施	→				
友愛ポストイン活動	友愛訪問の一環として、一人暮らし高齢者に対し孤独感の解消を目的に、誕生日に絵手紙・押し花ハガキを送付します。	実施	→				
ポスト運動	新聞配達員や郵便局員に郵便受けに残留物がたまっていたり異変がある場合に、社協まで連絡してもらうよう協力依頼をします。また近隣の住民同士でもお互いに、ちょっとした気づき意識をもって見守り活動をしてもらえるような取り組みを行います。	検討 実施	→				

小地域ネットワークの概要図



(2) 福祉委員会の充実

現状及び方向性

地域における住民同士のコミュニティは昔からありましたが、現在ではその絆が次第に薄れてきています。しかし、東日本大震災でもあきらかになったように、地域において住民が連携し、自分たちの地域を育てていくことが、緊急の際にはもちろん、日常の住みよい地域づくりのうえでは欠かせないものです。

今後、自然な形で見守り等を行い、異変があれば民生委員・児童委員や社会福祉協議会に連絡をとれる体制を築き、情報交換をしながら効果的に身の回りに起こっている福祉課題を発見し、関係者・関係機関と協力しながら問題解決に取り組んでいきます。

実施事業	取り組み内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
福祉委員会の設置	地域の住民が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「地域の福祉」を高める取り組みのひとつとして福祉委員会を設置していきます。	検討	地区懇談会	実施	→		
地域での見守り・声かけ運動	民生委員・児童委員と連携をとりながら、地域内の一人暮らし高齢者・高齢者世帯・障がいのある人がいる世帯等に対して「声かけ」や安否確認を行います。	検討	地区懇談会	実施	→		

(3) ふれあい・いきいきサロンの充実

現状及び方向性

サロン活動は、家に閉じこもりがちな高齢者・障がいのある人・子育て中の親子等が、身近な場所に気軽に出かけていき、仲間づくりや生きがいづくりを行い、地域でいつまでもいきいきと暮らせることを目的に実施しています。

今後も円滑にサロン活動が行えるよう、養成講座の開催等を行い、サロン活動を支援し、活動・交流のきっかけづくりを行っていきます。

また、広報で広く住民に呼びかけるなど、地域でサロンを立ち上げるための環境づくりや、立ち上がった後の活動が継続していくような活動メニューの整備等、関係機関との連携を図っていきます。

実施事業	取り組み内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
サロンの推進	<p>広報「福祉きのかわ」を通じ、広く呼びかけます。また、サロン活動に必要な機材や用具の整備を行います。</p> <p>子どもや障がいのある人向けのサロンも積極的に呼びかけます。</p>	実施					
養成講座の開催	<p>ニーズに沿ったサロン活動が実施できるようサロン活動実施者やこれからサロン活動をはじめたいという人を対象に養成講座を開催し、サロンを立ち上げるための環境づくりや活動メニューの充実を図ります。</p>	実施					
情報交換会の開催	<p>サロン間の情報交換会を開催し、メニューの充実やアンケートの実施を行い、情報の共有や意見交換ができる場をつくれます。</p>	実施					

(4) 福祉サービスの充実

現状及び方向性

地域に暮らす要介護状態または要支援状態にある高齢者をはじめ、障がいのある人の自立した生活や社会参加を支援するため、様々なサービスを実施しています。今後も関係機関・団体と連携を図りながら、質の高いサービスの提供に努め、住民の福祉向上を図る事業を推進します。

また、複雑かつ多様化する現在の厳しい環境に対応するため、生活福祉資金貸付事業や用具貸出事業等を実施していきます。

実施事業	取り組み内容	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度
在宅福祉サービス事業	高齢者や障がいのある人の生活に対し、国や自治体のもつ公助と地域社会のもつ共助を活用し、利用者の方々がより充実した在宅生活を送れるように、相談援助及びサービス提供等を展開していきます。	実施					
生活福祉資金貸付事業	安心した生活を送ることができるよう、低所得者世帯・障がい者世帯、または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進や在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。	実施					
用具貸出事業	福祉用具・地域福祉用具の有効活用を図り、地域福祉の向上を目的に貸出を行います。	実施					

3. 地域の担い手づくり支援

(1) ボランティアセンターの機能強化

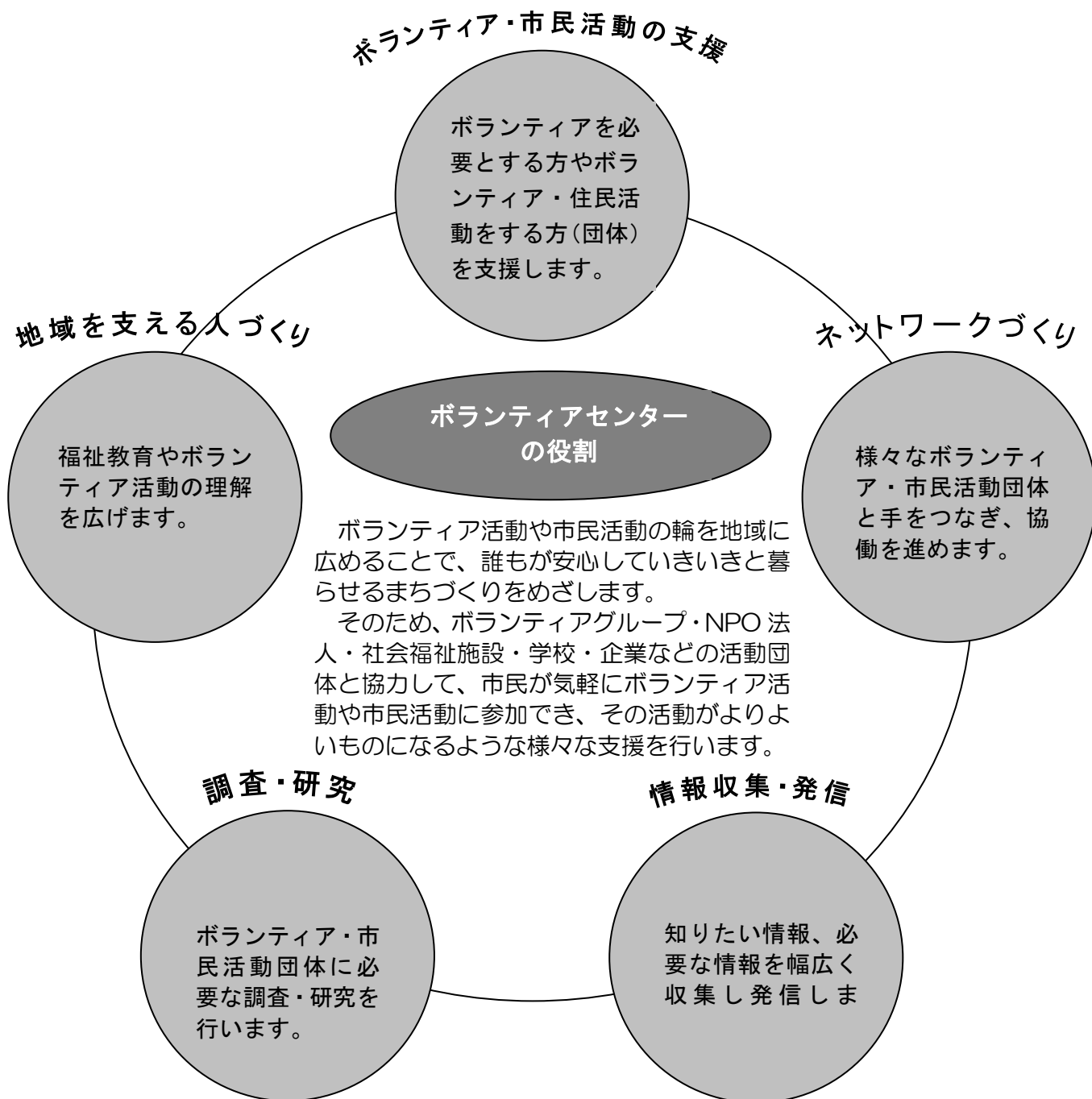
現状及び方向性

地域コミュニティへの関心が薄れてきている現在においては、まちづくりに自ら参画し、自分のもつ得意な分野を生かし、できる範囲でのボランティア活動を行っていくことが重要となっています。

そのため、ボランティアセンターでは、住民が様々な形でボランティア活動に参加することができるよう、活動の推進・支援を充実し、市内ボランティア活動の中核的な推進拠点として、機能の強化を図ります。

実施事業	取り組み内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ボランティア登録及び斡旋	住民がボランティアとして活動できる内容を登録し、ボランティア活動への積極的な参加を図りながら、ボランティア個人が継続して自主的な活動ができるよう調整・斡旋を行います。	実施					
ボランティアの情報収集・提供	ボランティア活動に必要な情報を収集し、その情報を住民・ボランティアに提供します。	実施					
登録ボランティアへの活動支援	充実した福祉活動が行えるよう、個人ボランティアや登録グループへの支援を行います。	実施					
連絡調整・ネットワーク機能	ボランティアコーディネーターを配置し、個人や団体、学校、企業、NPO、行政など相互の交流を促しネットワークの拡大を図ります。	調整	実施				

ボランティアセンターの役割



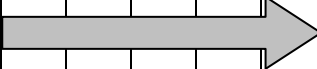
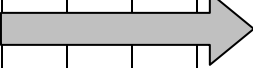
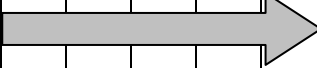
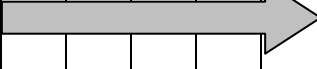
主な活動内容

- ・ ボランティア登録及び斡旋
- ・ ボランティア保険の加入促進
- ・ 人材の発掘・育成
- ・ 登録ボランティアへの活動支援
- ・ ボランティア機材などの貸出
- ・ ボランティアに関する相談
- ・ ボランティアの情報収集・提供
- ・ 各種イベントの手伝い
- ・ 連絡調整・ネットワーク機能
- ・ ボランティア活動へのきっかけづくり

(2) 児童・生徒への福祉教育の推進

現状及び方向性

子どもの頃からのボランティア体験を通して、高齢者や障がいのある人、また地域の方々と交流し、みんながお互いの事を理解しあう福祉の心を育てる教育を推進するため、教育機関や福祉施設と連携しながら、ボランティアスクール事業や福祉体験学習などを実施していきます。

実施事業	取り組み内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ボランティアスクール事業	児童・生徒に対して、ボランティア活動への参加のきっかけづくりとして、保育所(園)・障害者施設・高齢者施設等の福祉施設との協働により実施します。	実施					
福祉体験学習マニュアルの作成	車いす体験、アイマスク体験や高齢者疑似体験等の指導を効果的に行うため手引書を作成し、福祉教育向上のために活用していきます。	検討	作成・活用				
福祉教育への支援	児童・生徒に対して、実施する福祉教育の内容に応じて、講師の紹介等の支援を行います。	実施					
福祉体験学習の実施	児童・生徒に対して、車いす体験やアイマスク体験・高齢者疑似体験の指導・支援を行い、障がいのある人や高齢者に対する理解を深めます。	実施					

(3) 人材の育成

現状及び方向性

近年災害等でも注目され、ボランティア活動は広がりを見せていますが、人材発掘・育成はまだまだ十分とはいえません。

その中で、住民一人ひとりが、ボランティア活動に関心を持ち、誰もが参加し活動できるよう、ボランティア活動のきっかけづくりやボランティアの養成に努めるとともに、活動を通して福祉意識を高め、継続していけるような環境を整備します。

また、活動の担い手として期待される団塊の世代や働き盛りの世代の方々の参加促進に取り組めます。

実施事業	取り組み内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ボランティア養成事業	ボランティア活動に興味・関心のある住民を対象に、ニーズに応じて高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等の分野をテーマとした講座を実施します。	実施					
ボランティア活動へのきっかけづくり	ボランティア活動への参加のきっかけづくりとして、身近で簡単に取り組めるボランティア活動の啓発やボランティア情報の発信を行います。	実施					
ボランティア交流会	ボランティア活動をしている方々の親睦や情報交換のため、交流会を実施します。	実施					
ボランティアの育成	養成講座の受講者や現在ボランティア活動をしている方のスキルアップを図り、様々なニーズに対応できるよう育成を行います。	検討	実施				

4. 災害に負けない地域づくりの推進

(1) 防災・減災の意識向上

現状及び方向性

将来発生が予測されている東南海・南海地震や近年多発する風水害による河川の氾濫や土砂崩れ等の災害に対し、要援護者台帳や小地域防災マップを作成し、災害時においても迅速な対応を図ることができるよう、災害時要援護者の支援体制を確立します。

また、災害時の被害を最小限に食い止めるための取り組みとして、演習や研修を通じ広く地域住民に啓発することにより、防災・減災意識の向上を図り、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

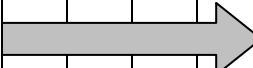
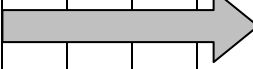
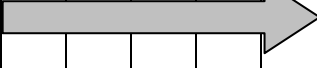
実施事業	取り組み内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
防災・減災意識の向上	訓練・演習・研修などを通じ、平時から防災・減災意識の向上を図ります。	実施					
災害時要援護者の把握	行政及び民生委員・児童委員等と連携し、災害時要援護者台帳を作成し、被害状況の早期確認と迅速な対応を図ります。	実施					
小地域防災マップの作成	災害発生時、住民が自主的かつ迅速・的確に避難を行うことが出来るよう防災マップを作成し、災害による被害の低減を図ります。	検討	調整		作成・活用		

(2) 災害ボランティアセンターの設置体制

現状及び方向性

大規模災害発生時に、社会福祉協議会が主体となって運営を行う災害ボランティアセンターについては、毎年、設置運営訓練を実施し、センターの役割や機能を学んでいますが、多面的な支援のあり方や効率的な運営方法などの課題があります。

防災ボランティア会が組織化されている利点を生かし、防災ボランティア会及び地域住民・福祉関係団体・行政・和歌山県災害ボランティアセンターなどと協力し、訓練や演習を通じ情報を共有しながら、災害ボランティアセンターの設置体制を整え、災害発生後、早期復興ができる体制をつくります。

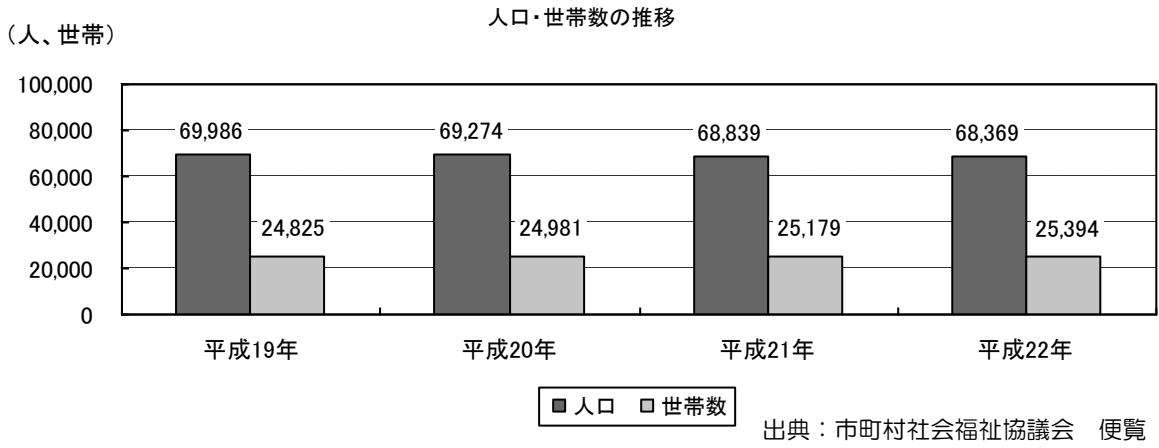
実施事業	取り組み内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
災害ボランティアセンター運営マニュアルの作成	災害ボランティアセンターを円滑に運営するためマニュアルを作成し、防災訓練や災害時に活用します。	検討	作成・活用				
災害ボランティアセンター開設運営訓練	マニュアルに基づきボランティアや関係機関と連携し、独自の訓練を実施します。		実施				
災害ボランティアネットワークの構築	行政・県災害ボランティアセンターなどとともに情報交換を通じ、人的・物的の協力体制を構築します。	実施					

資料編

統計データについて

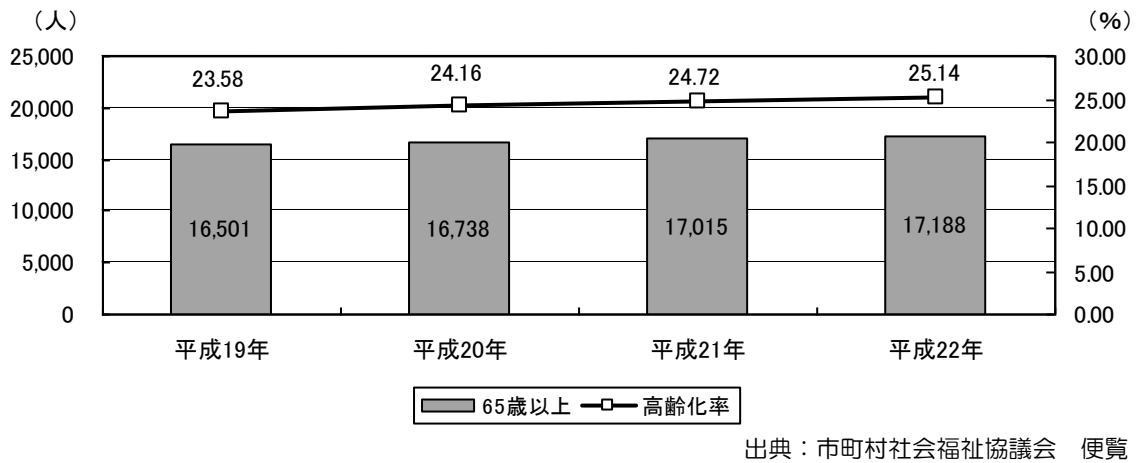
人口・世帯数の推移

総人口は年々減少しており、今後も減少傾向が続くと見込まれます。
また、世帯数は増加傾向にあり、核家族化が進行していると予測できます。



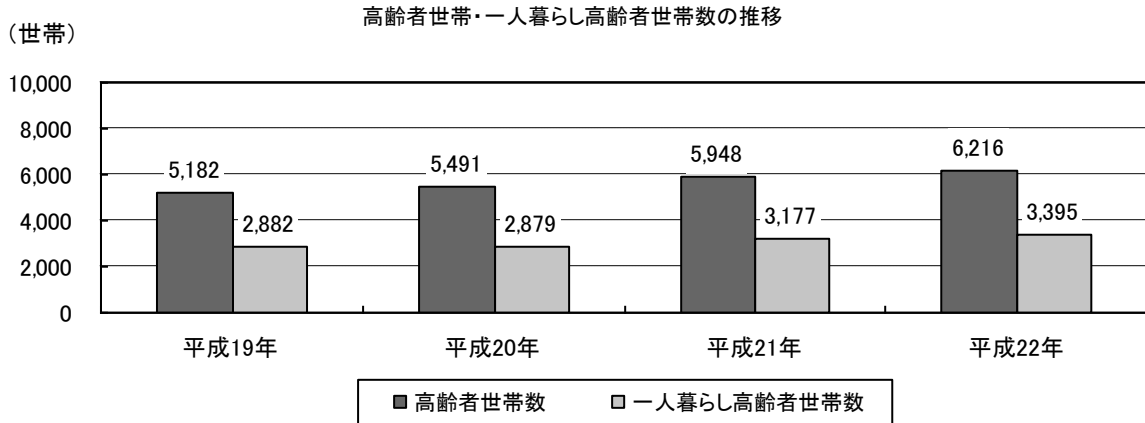
高齢者人口及び高齢化率

65歳以上の高齢者人口・高齢化率は年々増加傾向にあり、今後も高齢化が進むと見込まれます。



高齢者世帯・一人暮らし高齢者世帯数の推移

高齢者世帯数・一人暮らし高齢者世帯数ともに年々増加傾向にあり、今後も増えていくと見込まれます。



出典：市町村社会福祉協議会 便覧

その他世帯数の推移

寝たきり高齢者数、母子世帯数、父子世帯数、生活保護受給世帯数ともに年々増加しています。特に寝たきり高齢者数と生活保護受給世帯数は大きく増加しています。

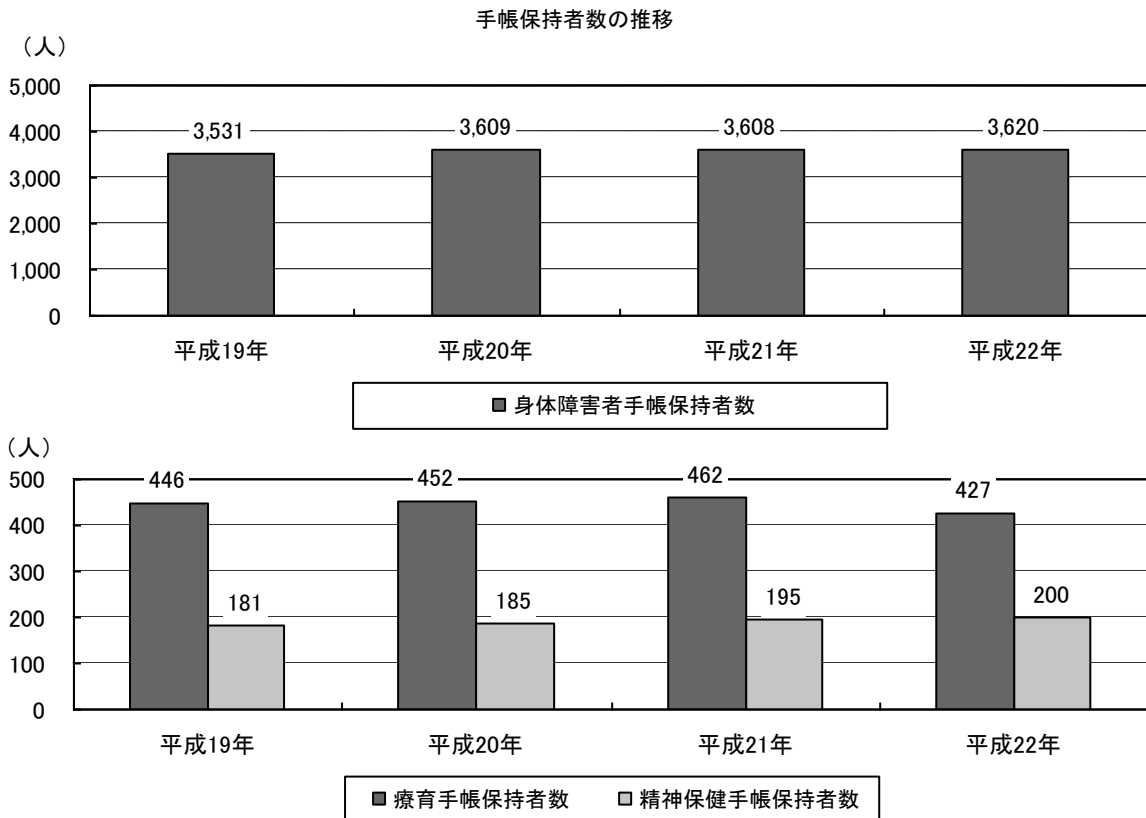
世帯	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
寝たきり高齢者数	171 世帯	202 世帯	205 世帯	226 世帯
母子世帯数	670 世帯	689 世帯	641 世帯	696 世帯
父子世帯数	36 世帯	43 世帯	41 世帯	53 世帯
生活保護受給世帯数	170 世帯	168 世帯	185 世帯	215 世帯

出典：市町村社会福祉協議会 便覧

手帳保持者の推移

身体障害者手帳及び精神保健手帳保持者数は、年々増加傾向にあります。

療育手帳所保持者数は平成 21 年まで年々増加傾向にありましたが、平成 22 年では減少しています。



出典：市町村社会福祉協議会 便覧

地域福祉活動計画策定委員名簿

	氏名	選任区分	所属団体	任期
委員長	岡田 邦夫	民生委員・児童委員の代表	民生委員・児童委員連絡協議会	H23. 1. 27 ～ H24. 3. 21 まで
副委員長	千田 弘	住民組織の代表	桃山支所地域福祉推進委員会	H23. 1. 27 ～ H24. 3. 21 まで
	若林 宣也	住民組織の代表	自治連絡協議会	H23. 1. 27 ～ H23. 5. 13 まで
	岡野 正	住民組織の代表	自治連絡協議会	H23. 5. 18～ H24. 3. 21 まで
	阪上 日吉	住民組織の代表	打田支所地域福祉推進委員会	H23. 1. 27 ～ H24. 3. 21 まで
	高橋 志郎	住民組織の代表	粉河支所地域福祉推進委員会	H23. 1. 27 ～ H24. 3. 21 まで
	丸井 幸次	住民組織の代表	那賀支所地域福祉推進委員会	H23. 1. 27 ～ H24. 3. 21 まで
	森澤 茂二	住民組織の代表	貴志川支所地域福祉推進委員会	H23. 1. 27 ～ H24. 3. 21 まで
	國部 敏子	ボランティア活動を行う代表	ボランティア連絡協議会	H23. 1. 27 ～ H24. 3. 21 まで
	生地 實	当事者等組織の代表	老人クラブ連合会	H23. 1. 27 ～ H24. 3. 21 まで
	泉中 條子	当事者等組織の代表	身体障害者連盟	H23. 1. 27 ～ H24. 3. 21 まで
	保本 妙子	当事者等組織の代表	母子寡婦福祉連合会	H23. 1. 27 ～ H24. 3. 21 まで
	田中 可及	社会福祉施設の代表	老人福祉施設協議会	H23. 1. 27 ～ H24. 3. 21 まで
	田村 利樹	社会福祉行政機関職員	保健福祉部社会福祉課	H23. 1. 27 ～ H23. 3. 31 まで
	田中 靖	社会福祉行政機関職員	保健福祉部社会福祉課	H23. 4. 14 ～ H24. 3. 21 まで
	坂口 あき子	学識経験を有する者		H23. 1. 27 ～ H24. 3. 21 まで

**紀の川市社会福祉協議会
地域福祉活動計画**

発行年月 : 平成 24 年 4 月

発行・編集 : 紀の川市社会福祉協議会

〒649-6111 和歌山県紀の川市桃山町最上 1253-2

TEL : 0736-66-1211 FAX : 0736-66-2751
